

県営復興公営住宅の今後の対応について（案）

資料2

令和7年12月5日

1 現状と課題

県営復興公営住宅については、避難元への帰還や新たな住まいの確保が進み、空き住戸の増加により入居率の低い団地では、維持管理の負担増や自治組織の維持が困難になるなどの課題が生じている。

令和8年3月末の応急仮設住宅の供与終了に向けた避難者の生活再建の意向を踏まえ、今後、復興公営住宅への入居希望者が減少することが見込まれることから、空き住戸の有効活用を図るため、入居要件の緩和が必要となっている。

【参考】県営復興公営住宅の入居状況（R7.10.31時点）

管理戸数4,389戸のうち、入居戸数3,728戸、空き住戸 661戸、入居率 84.9%。

2 緩和の内容

これまでも、入居率80%以下の団地に限り、一般県営住宅入居資格者の応募を可能とする措置を講じてきた。

来年度以降、全ての団地について、避難者・被災者に加え、一般県営住宅入居資格者の応募を可能とする。

※なお、要件緩和後も引き続き、避難者・被災者の入居を優先する。

3 今後のスケジュール

令和8年4月の入居者募集から、入居要件の緩和を開始する。